

十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割附に、野町七町拾三間三尺とあり。此の町は舊藩中は本町廿七町の一町なり。舊傳に云ふ。往昔は此の地邊金澤市外の曠野にて、泉野と稱し松原なりしに、金澤市街取廣められし時町地となし、泉野町と稱せしを、略稱して野町と呼べり。泉野は八ヶ村あるを、是も今略稱して野八ヶと呼べり。野八ヶは泉野八ヶの略稱にて、野町の町名と同じといへり。

○泉野

舊藩二世贈大納言利長卿鷹場法度の判書に、

法度

いづみ野

於當地たかつかひ候事、大たか小たかによらず、堅令停止畢、若背法度、猥につかひ候もの有之は、ひそかに可申上、ほうびを可遣者也。

慶長十一年四月廿六日

判

金澤事蹟必録に云ふ。今の野町邊上、下、犀川の邊りを古は泉野と稱し、泉村の地なり。一揆大將洲崎泉入道慶覺などの一族共、此の邊に居館し居たりと。其の頃は田畑、民家もなく、曠野なりしかと、後追々數ヶ村に分れ、増泉・米泉・

西泉などの村落出来、皆泉村の出村なりし故に、泉の字を付けたりとぞ。改作所舊記に載せたる、元祿十四年三月里正の者共へ泉野の經界を尋ねられし答書に、泉野と申は野田道より十町許、南伏見新村を限り、西は泉村を限り、東は野田山麓まで、北は犀川を限り、此間を泉野と稱したり。昔泉野村・泉野出村未出来不仕以前は、都て松原なりし由傳承仕。とあり。按するに、三壺記にも、元和二年の頃は、犀川大橋より坂の上は、泉野とて島地にて、所々に松などあり。と記載す。

○泉野開墾

山本基庸の微妙公夜話録に云ふ。微妙公御參勤の節、山本瀬兵衛小松より御供仕罷越處、泉野入口右の方は松原にて有之、此所にて瀬兵衛と召され、向うの松を見て參候へと御意なり。はつと申、かけ出し參り越處、掘切有之に付飛込候へば、腰ぎり有之を、漸くに向うへかけ上り候て、松を見候へど、とくと合點も參らずといへども、松の大小、間の遠近を見候てかけ出し、御駕籠に追付候へば、犀川橋の上にて御駕籠を立て、川の上下御覽候て被爲入處へ走り付、

松を見申候へば、或は一尺廻り或は七、八寸廻り入交り御座候。又間は或は六・七尺或は八・九尺も御座候旨申上ぐる處、聞召し、何の御意も無之、少し御はや言にて聞請不申事も御座候へども、押返し奉親事も難仕、夫より御供仕り、淺野屋へ被爲入云々と、亡父瀬兵衛咄申。とあり。按するに、右は年曆を記載せずといへども、若しくは明曆三年三月江戸參親の時ならんか。三壺記に、今年三月廿一日小松御發駕、卯月二日江戸御着とありて、泉野の地の開墾を命ぜられんが爲に、山本瀬兵衛をして小松の体を見せしめられしものならん。昔家見聞集に、明曆三年九月泉野町端より寺地迄之間松木爲御伐、新田に被仰付。御奉行松原市右衛門・郡勘三郎・金森長右衛門・森口六右衛門・久世平右衛門・和田平兵衛。右各、葛野藤太夫に可申談旨。とありて、則ち泉野の松木を伐取り、新開を命ぜられたりしと聞ゆ。改作所舊記に載せたる寛文十一年二月晦日改作奉行より十村役の者共への違書に、泉野新開所松伐候に付、枝葉・末木等にうにいたし置候處、近在より猥に盜取申由。村々へ御横目出候間、急度縮り可申付。と見え、又同年二月廿

五日大窪忠左衛門・原田又右衛門の書簡に、泉野新開所に建申百姓家御用に候間、かや一萬貫、但三尺繩にて賣上候様御郡方へ可被仰渡。といふ事も見たり。三壺記に、寛文十一年に犀川内川のわれ岩といふ處より、大桑村の山の腰を掘通し、野田山の麓泉野・長坂の下六道林、悉く田地に開發仰付られ、在々所々の倒れ者をば新百姓に取立てられ、農具・家財・作食等を渡され、野田の麓に一在所を立て入れさせ給ふ。是世間の非人ども御救の爲也。と見え、元祿十四年の郷村名義抄に、石川郡長坂村は寛文十一年に長坂山之下に新開村立仕に付、長坂村と村名に罷成。とあり。三州志來因概覽非人小屋の條に云ふ。寛文九年三月饑饉孤獨の病人・飢人等に衣食を與へ、非人小屋を作りて入れさせらる。一説には寛文十年泉野に於て乞食に施粥等の事有りて、笠鐺に小屋を造り、六月廿二日より乞食共を養ふ。其の後非人小屋の男女を配偶して百姓となし、農具・作食等を賜はり、野端山の麓を開墾して新邑を建つ。之を長坂村と號す。とあり。按するに、泉野は地高の地にて、用水に不自由なりしゆゑ、昔より不毛の地となしたる荒地なりしか